

大阪府河川構造物等審議会  
「気候変動検討部会」運営要領

## 第1 趣旨

大阪府河川構造物等審議会規則（平成24年大阪府規則第273号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定により、改築する三大水門について、設計条件として配慮すべき事項について検討するため、大阪府河川構造物等審議会に気候変動検討部会（以下「部会」という。）を置く。

## 第2 組織

- (1) 部会は、規則第6条第2項の規定により、次に掲げる者につき、会長が指名する委員及び専門委員で組織する。
  - ① 規則第2条第2項に規定する委員 4名程度
  - (2) 部会に部会長を置く。部会長は、委員の中から会長が指名する。
  - (3) 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。

## 第3 会議

- (1) 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。
- (2) 部会は、これに属する委員及び専門委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

## 第4 補則

この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

## 附 則

この要領は、令和2年8月3日から施行する。